

第30表 刑法犯の罪種別認知・

罪 種	認 知 件 数	検 挙 件 数				
		総 数	管 内 事 件	他 府 県 事 件		
総 数	114,492	37,579	33,183	4,396		
凶 悪 犯	殺 人	89	93	86	7	
	嬰 児 殺 害	2	2	2	-	
	強 盗 殺 人	-	-	-	-	
	強 盗 傷 人	110	111	110	1	
	強 盗 ・ 強 制 性 交 等	8	12	11	1	
	普 通 強 盗	214	226	226	-	
	放 火	50	48	48	-	
	強 制 性 交 等	211	208	203	5	
	粗 暴 犯	凶 器 準 備 集 合	1	1	1	-
		暴 行	4,668	3,424	3,423	1
傷 害		3,026	2,495	2,492	3	
傷 害 致 死		7	6	6	-	
脅 迫		496	444	439	5	
恐 喝		239	194	191	3	
窃 盗 犯	侵 入 窃 盗	4,575	4,483	2,765	1,718	
	非 侵 入 窃 盗	74,349	14,680	13,590	1,090	
知 能 犯	詐 欺	7,950	2,961	2,012	949	
	横 領	178	152	151	1	
	偽 造	605	532	455	77	
	汚 職	2	2	2	-	
	背 任	7	5	5	-	
風 俗 犯	賭 博	17	15	15	-	
	強 制 わ い せ つ	785	676	670	6	
	公 然 わ い せ つ ・ 物	219	222	219	3	
そ の 他 の 刑 法 犯	占 有 離 脱 物 横 領	3,866	3,812	3,489	323	
	うち) 自 転 車 占 脱	2,834	2,912	2,735	177	
	公 務 執 行 妨 害	462	458	458	-	
	住 居 侵 入	835	704	594	110	
	盜 品 等	97	96	80	16	
	器 物 損 壊 等	10,848	1,078	1,056	22	
	そ の 他	576	439	384	55	

注1 刑法犯とは、刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）、爆発物取締罰則、決闘罪に関する件、暴力行為等処罰に関する法律、盗犯等の防止及び処分に関する法律、航空機の強取等の処罰に関する法律、火炎びんの使用等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する数値：刑事総務課

検挙状況及び被殺傷者数

検 挙 人 員		当庁事件の 他府県警察 検 挙 件 数	被 殺 傷 者 数			
総 数	うち) 少年		総 数	死 者	重 傷 者	軽 傷 者
28,468	3,020	2,007	3,565	43	407	3,115
86	6	-	76	23	8	45
2	-	-	2	2	-	-
-	-	-	-	-	-	-
168	24	-	115	-	17	98
9	-	-	3	-	-	3
217	14	2	-	-	-	-
39	3	-	5	-	-	5
200	13	2	23	-	4	19
1	1	-	-	-	-	-
3,285	103	-	-	-	-	-
3,150	245	1	3,193	-	357	2,836
6	-	-	7	7	-	-
428	27	2	-	-	-	-
230	26	-	-	-	-	-
806	32	432	-	-	-	-
11,116	1,522	998	-	-	-	-
1,736	268	365	-	-	-	-
135	1	4	-	-	-	-
261	11	28	-	-	-	-
8	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-
102	1	-	-	-	-	-
555	48	3	40	-	1	39
233	13	2	-	-	-	-
3,700	463	83	-	-	-	-
2,855	364	51	-	-	-	-
403	19	-	-	-	-	-
443	65	8	-	-	-	-
86	47	8	-	-	-	-
695	43	24	-	-	-	-
363	25	45	101	11	20	70

る特別措置法、サリン等による人身被害の防止に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律に規定する罪をいう。

2 少年とは、検挙時20歳未満の者をいい、重傷者とは、加療日数が1か月（30日）以上の負傷者をいう。